

【取引説明書】

FXTF GX 取 引 説 明 書

店頭商品ロックアウトオプション取引

2024 年 7 月



【取引説明書】

店頭商品ノックアウトオプション取引に係るご注意

- 本取引は、商品先物取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。（注 1）
- ※ この取引に関して行われた勧誘が訪問・電話による場合、お客様の要請によるものであることを改めてご確認ください。
- 本取引は、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。
お客様の窓口へのご来店又は勧誘要請により勧誘が開始された場合においても、本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引の内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、コールセンター（0120-445-435）までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下の機関を利用も可能です。

日本商品先物取引協会 相談センター

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町一丁目 1 番 11 号日庄ビル 6 階

TEL : 03-3664-6243

電話による受付時間：月曜日～金曜日（祝日を除く） 9：00～17：00

（注 1） ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家に移行されているお客様の場合。
- ・勧誘の日前 1 年間に、2 以上のお取引をいただいたお客様及び勧誘の日に未決済の残高をお持ちのお客様の場合。

【取引説明書】

店頭商品ノックアウトオプション取引 取引説明書

この書面は、ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社（以下「**当社**」という。）が**商品先物取引法第 217 条第 1 項**の規定に基づき、当社がお客様との間で**商品取引契約**を締結する際に、あらかじめお客様に交付することが義務付けられている**契約締結前交付書面**（以下「**本説明書**」という。）です。

本説明書には、当社の取り扱う「**店頭商品ノックアウトオプション取引**」についてのリスクや留意点が記載されています。

「**店頭商品ノックアウトオプション取引**」は、取引対象であるオプションのプレミアム及びその原資産である商品の価格の変動により損失が生ずることがあり、多額の利益が得られることもある反面、多額の損失を被る危険を伴う取引です。

「**店頭商品ノックアウトオプション取引**」を開始する場合又は継続して行う場合には、事前に、本説明書を熟読され、本説明書のみでなく、取引の仕組みやリスクについて十分に研究し、ご理解いただいた上で、自己の資力、取引経験及び取引目的等に照らして適切であると判断する場合にのみ、自己の責任においてお取引されますようお願いいたします。

本説明書では、**商品先物取引法第 2 条第 22 項第 5 号に規定する「店頭商品デリバティブ取引」**に該当する店頭商品ノックアウトオプション取引について説明します。

なお、本書面のほか、お客様は本取引を行う上で、当社の規程又は約款や約諾書、取引ルール等に拘束されますのであらかじめよくお読みいただき、ご確認、ご同意の上でお取引下さい。

【取引説明書】

目次

1. 「店頭商品ノックアウトオプション取引」のリスク等重要事項について	1
2. 本取引行為に関する禁止行為.....	3
3. 当社への連絡方法及び苦情等の連絡先	4
4. 苦情処理措置について	4
5. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要	5
6. 本取引の概要	7
(1) 本取引の概要	7
(2) 証拠金の入出金及び資金の受け払い	8
(3) お客様の同意を得て行うべき事項	9
(4) 課税上の取扱い	9
7. FXTF GX - 商品 KO 取引要綱	10
8. 商品 KO 取引用語集	16

【付属添付書類】

- 商品 KO 取引約款
- インターネット取引規則

【取引説明書】

1. 「店頭商品ノックアウトオプション取引」のリスク等重要事項について

当社のオプション取引は、店頭商品ノックアウトオプション取引（以下、本説明書において「本取引」という。）です。下記記載事項は、本取引の内容について、お客様に特にご留意頂きたい重要な事項です。当社でのお取引をご検討頂くにあたっては、下記のリスク等重要事項※を熟読し、必ず事前に十分にご理解の上、納得した場合にのみお取引を行って下さい。

※下記のリスク等重要事項は、当社の扱う本取引に伴う典型的なリスクを簡潔に説明したものであり、本取引から生じる一切のリスクを漏れなく示すものではありません。

[本取引に関するリスク等重要事項]

1. 本取引の新規取引は、オプション取引の買いのみとなり、最大損失額が限定される取引ですが、元本や利益の保証が無くリスクを伴う取引です。
2. 本取引は期限のある取引です。取引期限までに決済されなかったポジションは自動的に清算されます。
3. オプション取引の価格であるプレミアムの売値と買値には価格差（スプレッド）があります。マーケットの状況によってはスプレッド幅が広くなったり、意図したお取引ができなかったりする恐れがあります。
4. 本取引は、インターネットを利用した電子取引であるため、電子取引に伴う様々なリスクがあります。①～③は典型的なリスクとなります。
 - ① 当社又はお客様、当社のカバー先、当社のシステム委託先、通信回線業者他の第三者が所有するシステム機器や通信回線に異常・障害（システム障害）が発生した場合には、注文の受発注、執行、確認、取消し、金銭の受払いなどが行えなくなる可能性があります。機会利益の喪失などのリスクが発生します。
 - ② お客様が売買注文の入力を誤った場合等、意図しない価格で取引が成立してしまうことがあります。
 - ③ 本取引に使用するお客様のパスワード等が、第三者に譲渡、貸与、漏洩、又は窃盗されることにより、お客様に損害が発生することがあります。
5. 上記のほかに本取引に係るリスクとして下記のリスクがあります。

(1) 価格変動リスク

オプション取引の価格であるプレミアムは、原資産の価格やボラティリティの変動、権利行使期限までの時間、ならびに金利水準により変動し、損失が発生することがあります。また、本取引においては、原資産価格がノックアウト価格に到達した場合は、オプションの価値は0円となり、権利は消滅します。

(2) 信用リスク

- ① お客様と当社の相対取引であるため、取引の相手方たる当社の信用状況等によりお客様が損失を被る可能性があります。
- ② お客様から預託を受けた証拠金は、法令に基づき当社の自己資金とは分別して管理しますが公的保護の対象ではないため、当社及びカバー先等の信用状況によっては当社の財産状況に影響が及ぶ可能性があり、その結果、お客様が損失を被るおそれがあります。

(3) スリッページリスク

お客様の端末と当社のサーバとの間の通信時間及び当社サーバでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面表示価格と実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」といいます。）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。

特に、重要経済指標発表時や、突発事象により大きな相場変動があった場合、スリッページが予想外に拡大する場合がありますので、ご注意ください。

(4) 流動性リスク

戦争、事変、天変、紛争、各国為替政策・規制の変更といった特殊な状況が発生した場合などに、原資産市場である商品相場は急激な変動に遭遇することがあり、相場急変によりお客様への価格提示が困難になった場合、お客様は保有ポジションを解消（決済）することや、新規買付が困難となる可能性があります。

6. 本取引の取引手数料は無料です。したがって、取引時にお客様と当社が合意した価格がそのまま約定価格となります。本取引の取引価格は、オプションの本質的価値（原資産価格と権利行使価格（＝ノックアウト価格）の差）に、ノックアウトプレミアム（当社が原資産価格のボラティリティやオプションの残存期間等から定める値）を加えた価格です。但し、今後、取引手数料は変更される場合があります。
7. 本取引は、お客様と当社の相対取引であり、お客様の注文に対して当社が相手方となって注文を成立させるものであって、取引所への取次ぎは行いません。当社は、お客様との取引から生じるリスクの軽減を目的として、下記のカバー取引先を相手方としてカバー取引を行っております。したがって、そのカバー取引先の信用状況によっては、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があり、お客様が損失を被る危険性があります。一方、カバー取引は、お客様が当社と行うデリバティブ取引から独立した取引です。したがって、下記のカバー取引先は、お客様が行うデリバティブ取引について、お客様の取引相手方となるものではなく、お客様の証拠金や当該取引から発生し得る損失その他お客様の取引の内容もしくは決済又は清算、あるいは当社のお客様に対する債務について、何ら責任を負うものではありません。又、下記カバー取引先は、お客様が当社と行うデリバティ

【取引説明書】

ブ取引やカバー取引に関するお問い合わせに応じることは一切ありません。

〔カバー取引先〕（カッコ内は、監督を受けている外国の当局の名称）

LMAX Broker Limited（エルマックス ブローカー リミテッド）

金融商品取引業：英国（FCA：英金融行為監督機構）

Prosperous Securities Limited.（プロスペラス セキュリティーズ リミテッド）

金融商品取引業：ケイマン諸島（CIMA：ケイマン諸島金融庁）

STRAITS FINANCIAL SERVICES PTE. LTD.（ストレイツ フィナンシャル サービスズ プライベート リミテッド）

金融商品取引業：シンガポール（MAS：シンガポール金融管理局）

8. お客様から預託を受けた証拠金については、日証金信託銀行株式会社（以下「信託会社」という。）に金銭信託により、当社の自己資金とは明確に分別して保全・管理しております。
9. お客様から、当社が指定する証拠金振込先銀行（三井住友銀行、みずほ銀行、楽天銀行、PayPay 銀行、三菱UFJ 銀行、住信SBIネット銀行、ゆうちょ銀行、イオン銀行、セブン銀行、GMO あおぞらネット銀行）の預託証拠金専用の口座（以下「証拠金口座」という。）にお振込みいただいた証拠金については、お客様が当社にお持ちの取引口座にお客様の資産として全額が追加されます。
10. お客様は、注文執行後に当該注文に係る契約を解除すること（クーリングオフ）はできません。

2. 本取引行為に関する禁止行為

商品先物取引業者は、商品先物取引法により、顧客を相手方とした本取引又は顧客のために本取引の媒介、取次ぎもしくは代理を行う行為に関して、次のような行為が禁止されていますので、ご注意ください。

1. 顧客に対し、不確実な事項について断定的判断を提供し、又は確実であると誤解させるおそれのあることを告げて本取引契約の締結を勧誘すること
2. 本取引契約の締結又はその勧誘に関して、顧客に対し虚偽のことを告げること
3. 本取引等の申込を行わない旨の意思(当該勧誘を引き続き受けることを希望しない旨の意思を含みます。以下同じです。)を表示した顧客に対し、本取引等の申込の勧誘をすること
4. 顧客に対し、迷惑を覚えさせるような仕方では本取引等の申込の勧誘をすること
5. 本取引契約の締結の勧誘に先立って、顧客に対し、自己の商号又は名称及び本取引等の勧誘である旨を告げた上で、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘すること
6. 本取引契約の締結の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し、又は電話をかけて商品取引契約の締結を勧誘すること
7. 顧客の指示を遵守することその他の本取引契約に基づく顧客等に対する債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること
8. 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引をすること
9. 本取引等につき、顧客に対し、取引単位を告げないで勧誘すること
10. 本取引等につき、転売又は買戻しにより決済を結了する旨の意思を表示した顧客に対し、引き続き当該取引を行うことを勧めること
11. 本取引等又はこれらに係る勧誘に関して、重要な事項について誤解を生ぜしめるべき表示をすること

【取引説明書】

12. 本取引契約の締結を勧誘する目的があることを顧客にあらかじめ明示しないで当該顧客を集めて当該本取引契約の締結を勧誘すること
13. 本取引等に関し、受渡状況その他の顧客に必要な情報を適切に通知していないと認められる状況において、商品先物取引業に係る行為を継続すること
14. 商品先物取引業に係る電子情報処理組織の管理が十分でないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引業を継続すること
15. 個人顧客を相手方として本取引を行う場合において、当該商品先物取引業者が当該個人顧客から預託を受けた取引証拠金等の額に当該本取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる利益の額を加え、又は当該本取引を決済した場合に顧客に生ずることとなる損失の額を減じて得た額が約定時必要預託額に不足するにもかかわらず、直ちに当該個人顧客にその不足額を当該商品先物取引業者に預託させることなく、当該本取引を行うこと
16. 個人顧客を相手方として本取引を行う場合において、当該個人顧客に対し、当該個人顧客が行う本取引の売付け又は買付けその他これに準ずる取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう）の勧誘その他これに類似する行為をすること
17. 個人顧客を相手方として本取引を行う場合において、商品先物取引業者が顧客の取引時に表示した価格又は価格に相当する事項を、当該価格又は価格に相当する事項の提示を要求した当該顧客に提示しないこと
18. 本取引を行う場合において、顧客に損失が生ずることになり、又はあらかじめ定めた額の利益が生じないこととなった場合にその全部又は一部を補てんし、又は補足するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
19. 本取引を行う場合において、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又は顧客の利益を追加するため当該顧客又は第三者に財産上の利益を提供する旨を、当該顧客又はその指定した者に対し、申し込み、若しくは約束し、又は第三者に申し込ませ、若しくは約束させる行為
20. 本取引を行う場合において、顧客の損失の全部若しくは一部を補てんし、又はこれらについて生じた顧客の利益を追加するため、当該顧客又は第三者に対し、財産上の利益を提供し、又は第三者に提供させる行為
21. 本取引を行う場合において、顧客の知識、経験、財産の状況及び本取引契約を締結する目的に照らして不適当と認められる勧誘を行うことにより、顧客の保護に欠けることとなる、又は欠けることとなるおそれがある行為
22. 本取引契約を締結しようとする場合に、あらかじめ、顧客に対し、本説明書を交付した上で、本説明書の内容について、顧客の知識、経験、財産の状況及び当該本取引契約を締結しようとする目的に照らして、当該顧客に理解されるために必要な方法および程度による説明をしないこと
23. 商品先物取引法施行規則第 102 条の 2 第 2 号又は第 3 号の規定に掲げる行為により本取引契約を締結した場合において、当該本取引契約の内容とされた同条第 2 号ハ又は第 3 号ハ(1)から(3)までに掲げる事項に反して取引を行うこと
24. 商品先物取引業者の役員又は使用人による職務の執行が法に適合することを確保するための体制を整備していないと認められる状況にあるにもかかわらず、商品先物取引法施行規則第 102 条の 2 第 2 号又は第 3 号に掲げる行為を行うこと

3. 当社への連絡方法及び苦情等の連絡先

当社の本取引に関するお問い合わせは、下記の連絡先で承ります。

【連絡先】

- ・ 電話番号：0120-445-435（フリーダイヤル）

【受付時間】

平日(祝日も含む) 8:00～22:00

(土日・年末年始を除く)

- ・ Eメールアドレス：support@fxtrade.co.jp
- ・ ホームページ：<https://www.fxtrade.co.jp>

4. 苦情処理措置について

- 1) 当社は、「苦情・紛争処理規程」を定め、お客様からの苦情等のお申し出に対して、真摯に、又迅速に対応し、お客様のご理解をいただくよう努めています。

当社の苦情等の申出先は、上記 3 の苦情等の連絡先の通りです。又、苦情解決に向けての標準的な流れは次の通りです。

- ① お客様からの苦情等の受付
- ② 社内担当者からの事情聴取と解決案の検討

【取引説明書】

③ 解決案のご提示・解決

- 2) 当社が加入する日本商品先物取引協会でも苦情、紛争の申出を受け付けております。

日本商品先物取引協会・相談センター

電話：03-3664-6243 ※月曜日～金曜日（祝日を除く） 9：00～17：00

〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町一丁目1番11号日庄ビル6階

https://www.nisshokyo.or.jp/investor/s_center.html

5. 当社の概要ならびに当社事業の内容及び方法の概要

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|---|------------|-------------------------------|-------------|--------------|------------|-------------------------------|------------|--------------------------|------------|-----------------------------------|-------------|----------------------------|------------|---|-------------|--|
| 1) | 商号 | ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社 (Goldenway Japan Co. Ltd.) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2) | 業種 | 第一種金融商品取引業
商品先物取引業
投資助言・代理業 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3) | 登録番号 | 関東財務局長（金商）第 258 号 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4) | 本店所在地 | 〒108-0073 東京都港区三田 2 丁目 11 番 15 号 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5) | 設立年月日 | 2006 年 6 月 14 日 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6) | 資本金 | 1 億円（2023 年 3 月現在） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7) | 主要株主 | F X T F ホールディングス・ピーティーイー・リミテッド (FXTF Holdings Pte. Ltd.)
(100%) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8) | 主な事業 | インターネットを介したオンライン店頭デリバティブ取引の提供 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9) | 加入している協会 | 一般社団法人 金融先物取引業協会（会員番号：1570 号） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 又は認定投資者保護団体等 | 一般社団法人 日本暗号資産取引業協会（会員番号：1040 号）
日本商品先物取引協会
一般社団法人 日本投資顧問業協会（会員番号：012-02639 号） | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10) | 沿革 | <table border="0"><tr><td>2006 年 6 月</td><td>IFIFフォー・ジャパン株式会社設立（東京都港区虎ノ門）。</td></tr><tr><td>2006 年 11 月</td><td>本店を港区六本木に移転。</td></tr><tr><td>2007 年 3 月</td><td>金融先物取引業登録（関東財務局長(金先)第 174 号）。</td></tr><tr><td>2007 年 4 月</td><td>営業開始（GFT 社の IB として媒介業務）。</td></tr><tr><td>2007 年 9 月</td><td>第一種金融商品取引業者登録（関東財務局長(金商)第 258 号）。</td></tr><tr><td>2007 年 10 月</td><td>サクソ銀行のホワイトラベル業者として相対業務へ移行。</td></tr><tr><td>2008 年 8 月</td><td>社名を株式会社 FX トレード・フィナンシャルへ変更、本店を港区芝へ移転。
代表取締役社長に鶴泰治就任。</td></tr><tr><td>2008 年 10 月</td><td>24 時間取引可能な【高速 FX】サービス、即時入金サービス、当日出金サービスを開始、同時に
日興シティ信託銀行での全額信託保全を開始するなど、ビジネスモデルを全面リニューアル。</td></tr></table> | 2006 年 6 月 | IFIFフォー・ジャパン株式会社設立（東京都港区虎ノ門）。 | 2006 年 11 月 | 本店を港区六本木に移転。 | 2007 年 3 月 | 金融先物取引業登録（関東財務局長(金先)第 174 号）。 | 2007 年 4 月 | 営業開始（GFT 社の IB として媒介業務）。 | 2007 年 9 月 | 第一種金融商品取引業者登録（関東財務局長(金商)第 258 号）。 | 2007 年 10 月 | サクソ銀行のホワイトラベル業者として相対業務へ移行。 | 2008 年 8 月 | 社名を株式会社 FX トレード・フィナンシャルへ変更、本店を港区芝へ移転。
代表取締役社長に鶴泰治就任。 | 2008 年 10 月 | 24 時間取引可能な【高速 FX】サービス、即時入金サービス、当日出金サービスを開始、同時に
日興シティ信託銀行での全額信託保全を開始するなど、ビジネスモデルを全面リニューアル。 |
| 2006 年 6 月 | IFIFフォー・ジャパン株式会社設立（東京都港区虎ノ門）。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2006 年 11 月 | 本店を港区六本木に移転。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2007 年 3 月 | 金融先物取引業登録（関東財務局長(金先)第 174 号）。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2007 年 4 月 | 営業開始（GFT 社の IB として媒介業務）。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2007 年 9 月 | 第一種金融商品取引業者登録（関東財務局長(金商)第 258 号）。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2007 年 10 月 | サクソ銀行のホワイトラベル業者として相対業務へ移行。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2008 年 8 月 | 社名を株式会社 FX トレード・フィナンシャルへ変更、本店を港区芝へ移転。
代表取締役社長に鶴泰治就任。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2008 年 10 月 | 24 時間取引可能な【高速 FX】サービス、即時入金サービス、当日出金サービスを開始、同時に
日興シティ信託銀行での全額信託保全を開始するなど、ビジネスモデルを全面リニューアル。 | | | | | | | | | | | | | | | | | |

【取引説明書】

2010 年 1 月	改正内閣府令に対応した顧客区分管理信託方式に移行するため信託保全先を日興シティ信託銀行から DB 信託株式会社に変更。
2010 年 8 月	BO 取引【HIGH・LOW】サービスの取扱開始。
2010 年 9 月	F X 自動売買取引【オート FX】サービスの取扱を開始。
2011 年 4 月	当社イメージキャラクターに小倉優子さんを起用。
2011 年 6 月	法人向け外国為替取引サービスを開始。
2011 年 8 月	【FXTF MT4】サービス開始。
2012 年 3 月	【HIGH・LOW MAJOR】サービス開始。
2012 年 12 月	本店を港区三田に移転。
2013 年 7 月	フォレックス・マグネイト東京サミット 2013 において「ベスト・バイナリーオプションブローカー」受賞。
2013 年 9 月	投資助言・代理業 登録。
2013 年 10 月	バイナリーオプションの日 登録。
2013 年 11 月	BO 取引【HIGH・LOW】【HIGH・LOW MAJOR】サービス終了。 BO 取引【FXTF バイナリー・トレード】ラダーバイナリー サービス開始。
2014 年 1 月	F X 自動売買取引【オート FX】を【FXTF ミラートレーダー】に名称を変更。
2014 年 2 月	BO 取引【FXTF バイナリー・トレード】レンジバイナリー サービス開始。
2014 年 7 月	BO 取引【FXTF バイナリー・トレード】タッチバイナリー サービス開始。
2014 年 8 月	BO 取引【FXTF バイナリー・トレード 1000】サービス開始。
2014 年 12 月	店頭外国為替証拠金取引【らくらく FX】サービス開始。
2015 年 6 月	店頭外国為替オプション取引バイナリーオプション【バイトレ 1000】サービスの取扱終了。
2016 年 3 月	信託保全先をドイツ信託株式会社から日証金信託銀行株式会社に変更。
2016 年 4 月	当社イメージキャラクターに小島瑠璃子さんを起用。 一般社団法人 日本ブロックチェーン協会(JBA)の設立に参画。 一般社団法人 仮想通貨ビジネス勉強会の正会員に参加。
2016 年 7 月	FX 取引【高速 FX】取扱終了。
2016 年 11 月	FX 取引【らくらく FX】取扱終了。 FX 取引【FXTF ミラートレーダー】取扱終了。
2017 年 2 月	ビットトレード株式会社に資本参加（出資比率 14.9%）
2017 年 5 月	ビットトレード株式会社をグループ会社化（出資比率 25%）し、ビットコイン事業に本格参入。
2017 年 9 月	ビットトレード株式会社が仮想通貨交換業者として関東財務局に登録。
2018 年 11 月	ビットトレード株式会社の非関連会社化。
2019 年 1 月	代表取締役役に呉一帆就任。
2019 年 4 月	ゴールデンウェイ・ジャパン株式会社に商号変更。
2019 年 6 月	代表取締役社長に呉一帆就任。
2020 年 4 月	イメージキャラクターに山本舞香さんを起用。
2020 年 7 月	BO 取引【FXTF バイナリー・トレード】取扱終了。

【取引説明書】

2020 年 7 月	法人向け外国為替取引サービスを終了。
2021 年 9 月	FX 取引【FXTF GX（エフエックスティーエフ ジーエックス）】サービス開始
2021 年 12 月	一般社団法人 日本暗号資産取引業協会に加入。
2022 年 10 月	商品先物取引業の許可 日本商品先物取引協会に加入
2022 年 12 月	商品 CFD 取引【FXTF GX - 商品 CFD】サービス開始
2023 年 6 月	商品ノックアウトオプション取引【FXTF GX - 商品 KO】サービス開始
2023 年 8 月	暗号資産 CFD 取引【FXTF GX - 暗号資産 CFD】サービス開始
2023 年 9 月	通貨ノックアウトオプション取引【FXTF GX - FX KO】サービス開始 現在に至る。

6. 本取引の概要

(1) 本取引の概要

① 取扱商品名及び商品の概要

オプション取引	
【FXTF GX - 商品 KO】	当社とお客様の間で行われる、商品を原資産とするノックアウトオプション取引で、お客様ご自身が手動により行う取引

② 口座開設について

当社は、社内規程でお客様の取引口座開設に関する審査基準を設け、口座開設申込の際に記載・入力されたお客様の資産の状況・知識・経験・投資目的等の事項を考慮し、適合性原則に則り口座開設に関する社内審査を行っております。社内審査が終了しますとお客様に速やかに口座開設の可否についてお知らせを送付いたします。但し、口座開設の申込をされたお客様のご意向に必ずしも添えない場合がありますのでご了承下さい。又、審査基準及び審査の経緯、口座開設の可否判断に関する理由等、当社の社内審査に関するお問い合わせに関しましては一切お答えすることができませんので、その旨ご了承下さい。

③ 取引口座

本取引をお取引いただくためには、FXTF GX の「商品 KO 口座」の開設が必要です。「デリバティブ口座」の開設後にお客様のマイページから口座開設申込をしていただく必要がございます。

デリバティブ口座の概要

取引 口座	FXTF GX					FXTF MT4
	FX 口座	暗号資産 CFD 口座	商品 CFD 口座	FX KO 口座	商品 KO 口座	FX 口座
証	銀行振込可					

【取引説明書】

拋 金 の 入 出 金	通常振込/クイック入金
	指定口座への出金
	お客様から当社への証拠金の預託は各口座に行なっていただきます。各口座間の振替も可能です。お客様ご指定口座への出金についても各口座から可能です。

④ 取引数量及び建玉限度額

お客様は、本取引を利用してお取引いただく際、当社が定める取引数量及び建玉限度額の範囲内でお取引いただけます。

⑤ 信託保全

お客様が、本取引を行うために当社に預託した証拠金等の全ての資産につきましては、日証金信託銀行株式会社を通じて信託保全されています。

(2) 証拠金の入出金及び資金の受け払い

お客様から当社への証拠金の預託につきましては、指定のお取引口座に入金することにより行われます。口座への証拠金の預託は、通常の入金及びクイック入金をご利用いただくことができます。又、お客様への証拠金の返還につきましても、口座から出金することができます。

クイック入金サービスの利用に際しては、クイック入金提携銀行にお客様本人名義の口座を開設し、各クイック入金提携銀行のインターネットバンキングサービスをご契約いただく必要があります。クイック入金サービスの詳細については当社 Web サイトにてご確認ください。

①各クイック入金提携銀行での振込手続きを完了するには、振込手続き完了後に必ず「マイページ」に戻る必要があります。「マイページ」内の「クイック入金ページ」に戻るという手順を行わないと、すみやかにお取引口座にお振込金額が反映されない場合があります。

②携帯電話から本サービスをご利用いただく際には、電波状態の良い場所にてご利用下さい。電波状態の悪い場所にて本サービスをご利用いただいた場合、正常にお振込が完了せず、すみやかにお取引口座にお振込金額が反映されない場合があります。

③お振込は、必ず「マイページ」内の「クイック入金ページ」を介して、各クイック入金提携銀行の画面へお進み下さい。「マイページ」内の「クイック入金ページ」を介さず、直接各クイック入金提携銀行のインターネットバンキングサービス画面よりお振込いただいた場合には、すみやかにお振込金額が反映されません。又、お振込手数料は原則としてお客様負担となります。

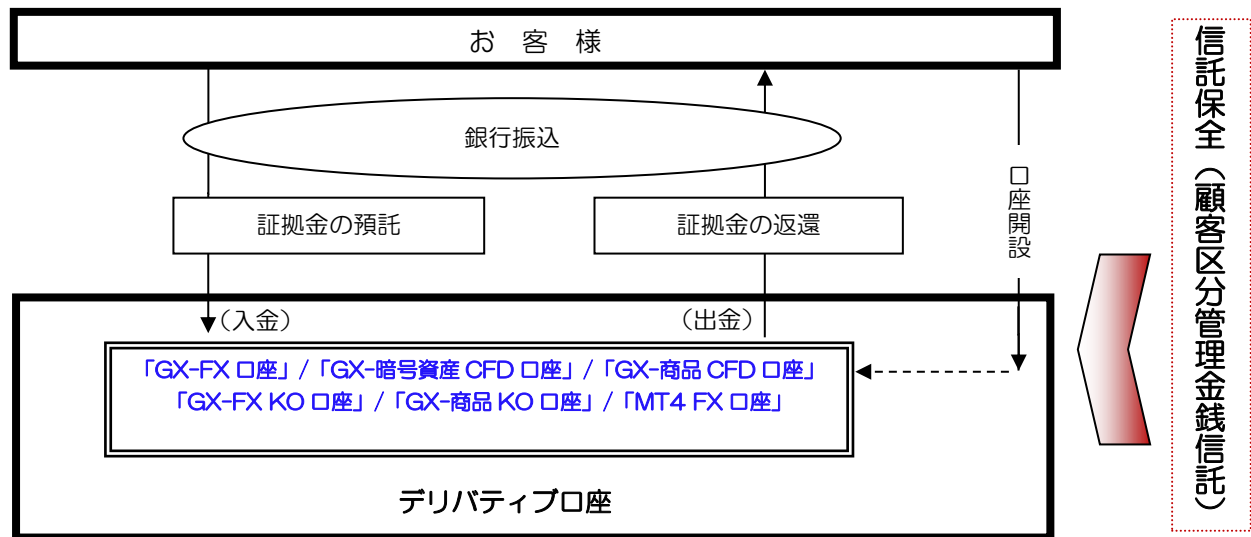
本サービスの処理中にエラーが発生し、入金金額が当社取引口座にすみやかに反映されなかった場合は、原則、クイック入金提携銀行の翌営業日の午前9時以降（各金融機関の営業開始後）、当社にて着金を確認できてからの入金処理となります。ご入金手続き完了後は、ご依頼内容の訂正、及び取消はできないものとします。当社及び各クイック入金提携銀行のインターネットバンキングサービスのシステムメンテナンス時間帯は利用できません。本サービスを利用したお客様が振り込める1回当たりの限度額は、各クイック入金提携銀行の定めるお客様の限度額の範囲内となります。

振込人名義は当社にご登録いただいているご名義と同一の名義に限り、旧姓やご家族のご氏名でも入金できません。お振込名義が当社ご登録のご名義と相違していることが判明した際には、お電話等で事実関係を確認させていただきます。その理由によっては、入金処理完了後又は売買発生後であっても、当該振込入金の取消し、お取引の制限を行なう場合がありますので、十分にご注意下さい。尚、本取消及び制限の影響により発生するロスカットやご注文の未約定など、すべてのリスクはお客様ご自身に帰することとなりますので、あらかじめご了承下さい。

【取引説明書】

クイック入金の利用による下記に掲げる損害及び損失について、当社は免責されるものとします。

- ①天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、本サービスの執行が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害。
- ②インターネット等の通信機器及び通信環境の不具合、遅延等、当社の責めに帰すことのできない事由により生じた損害。
- ③お客様のコンピューターのハードウェアやソフトウェアの故障、誤作動、当社のコンピューターシステム、ソフトウェアの故障、誤作動、処理の遅延（当社に故意又は重大な過失がある場合を除く）、市場関係者や各提携金融機関を含む第三者が提供するシステム、オンライン、ソフトウェアの故障、誤作動等、本サービスに関係する一切のコンピューターのハードウェア、ソフトウェア、システム及びオンラインの故障や誤作動により生じた損害。
- ④本サービスを行う際のお客様による誤操作により生じた損害。
- ⑤本サービスの利用に際し、パスワードの盗用等により、第三者が不正使用を行ったことにより生じた損害。
- ⑥上記の理由等ですみやかに反映されなかったことにより生じた損害。



(3) お客様の同意を得て行うべき事項

当社は、本取引を行うにあたり、法令又は本取引説明書（付属添付書類の記載事項を含む。）の規定により例外的に認められている場合を除き、以下の各事項については必ずお客様の指示に基づいてこれを行い、お客様の同意なくこれらを行うことはありません。

- ・取引の種類、取引する銘柄及び取引期限の決定
- ・取引の件数又は数量の決定
- ・取引の対価の額又は約定値段（取引価格）の決定
- ・取引の売買の別及びこれに準じる事項の決定
- ・既に成立している取引を期限前に決済すること

(4) 課税上の取扱い

個人が行った店頭商品ロックアウトオプション取引における取引で発生した利益（売買による差益）は、「先物取引に係る雑所得等」として申告分離課税の対象となり、確定申告をする必要があります。その損益は、差金等決済をした他の先物取引の損益と通算でき、又通算して損失となる場合は、一定の要件の下、翌年以降3年間繰り越すことができます。商品先物取引業者は、お客様が本取引について差金等決

【取引説明書】

済を行った場合には、原則として、当該お客様の住所、氏名、支払金額等を記載した支払調書を当該商品先物取引業者の所轄税務署長に提出します。

※詳しくは、管轄の税務署へ照会されるか、税理士等の専門家にお問い合わせ下さい。

7. FXTF GX-商品 KO 取引要綱

本取引は、オプションの権利行使価格と同一価格にロックアウト価格が設定されたオプション取引で、ヨーロピアンタイプのオプションとなります。新規取引は、ブル（上昇）またはベア（下落）の買い注文のみ可能です。新規売り注文はできません。原資産価格がロックアウト価格に到達した場合、オプションの権利は消滅し、0 円で期限前清算されます。

1. 取引方法

本取引は、ウェブブラウザ・スマートフォンアプリによるオンライン取引のみが可能で電話・FAXによるお取引は原則として受け付けられません。

2. 取引手数料

本取引の取引手数料は無料です。

3. 取引時間（注文受付時間）

原則として、取引時間（注文受付時間）は下記の通りとします。但し、年末年始、主要国の休日の取引時間は、当社が別途定めるものとします。

適用期間	取引時間（注文受付時間）※
米国の東部標準時（EST）	日本時間の月曜日から金曜日の午前 8 時 5 分～翌午前 6 時 55 分まで。
米国の東部夏時間（EDT）	日本時間の月曜日から金曜日の午前 7 時 5 分～翌午前 5 時 55 分まで。

※ 但し、火曜日から金曜日の取引開始時刻前後において行う定期システムメンテナンスの時間帯についてはお取引頂く事ができません。定期システムメンテナンスの時間帯については、当社ホームページ上で事前にお客様にお知らせいたします。又、メンテナンス作業状況によりメンテナンス時間が延長になる場合がございます。

※ 月曜日の取引開始時およびメンテナンス終了後は、最初のレート更新があるまで注文は受付けておりません。

4. 取引期限

本取引の期限は 1 日です。営業日の取引終了時間が取引期限（満期日時）となり、期限までに決済されなかったポジションは自動的に清算されます。

5. 取引銘柄

本取引では、下記 4 銘柄を原資産としたロックアウトオプションを取り扱います。

左側の銘柄 1 トロイオンスに対して、右側の通貨で売買するのに必要な金額が表示されています。

- ・XAU/USD
- ・XAG/USD

左側の銘柄 1 バレルに対して、右側の通貨で売買するのに必要な金額が表示されます。

- ・XTI/USD

左側の銘柄 1mmBtu(百万英国熱量単位)に対して、右側の通貨で売買するのに必要な金額が表示されます。

- ・XNG/USD

【取引説明書】

6. 取引数量及び建玉限度額

下表の通りとします。

【取引単位】	金 (XAU/USD) :1Lot=1 トロイオンス 銀 (XAG/USD) :1Lot=10 トロイオンス 原油 (XTI/USD) :1Lot=10 バレル 天然ガス (XNG/USD) :1Lot=100mmBtu
【注文建玉限度】	お客様が一回に注文可能な取引数量の上限である注文建玉限度は、金 500 ロット、銀 2,000 ロット、原油 1,000 ロット、天然ガス 500 ロットとします。
【持高建玉限度】	当社は、当社の審査基準に基づき、お客様毎に取引に係る持高建玉限度として金のブル（上昇）10,000 ロット、ベア（下落）10,000 ロット、銀のブル（上昇）20,000 ロット、ベア（下落）20,000 ロット、原油のブル（上昇）3,000 ロット、ベア（下落）3,000 ロット、天然ガスのブル（上昇）5,000 ロット、ベア（下落）5,000 ロットを上限に個別設定いたします。
【持高件数限度】	お客様が保有できるポジションの件数は 500 件を上限とします。

7. オプション単価（プレミアム）

本取引の取引価格は、オプションの本質的価値（原資産価格と権利行使価格（＝ロックアウト価格）の差）に、ロックアウトプレミアム（当社が原資産価格のボラティリティやオプションの残存期間等から定める値）を加えた価格です。

購入時（建玉単価）

- ・ブル（上昇）：原資産価格の買値（ASK レート）－ロックアウト価格＋ロックアウトプレミアム
- ・ベア（下落）：ロックアウト価格－原資産価格の売値（BID レート）＋ロックアウトプレミアム

保有中（現在単価）

- ・ブル（上昇）：原資産価格の売値（BID レート）－ロックアウト価格＋ロックアウトプレミアム
- ・ベア（下落）：ロックアウト価格－原資産価格の買値（ASK レート）＋ロックアウトプレミアム

※市場の流動性の減少等により、一定時間原資産価格の更新が行われない場合には、当該原資産価格が市場実勢を反映したものであると確認できるまで、取引時間内であっても一時的に本取引の受注を停止する場合があります。

また、チャートは原資産価格のチャートです。2023 年 9 月末以前は期限有りの先物価格、2023 年 10 月以降は期限無しのスポット価格になります。

8. オプション単価（プレミアム）の最小単位

呼び値は、次の通りとします。

銘柄名	呼び値
XAU/USD	0.01 ドル
XAG/USD	0.001 ドル
XTI/USD	0.001 ドル
XNG/USD	0.001 ドル

【取引説明書】

9. オプション料（必要証拠金）

【金（XAU/USD）】

- ・ブル（上昇）：購入時オプション単価×ロット数×1（トロイオンス）×円換算レート
- ・ベア（下落）：購入時オプション単価×ロット数×1（トロイオンス）×円換算レート

【銀（XAG/USD）】

- ・ブル（上昇）：購入時オプション単価×ロット数×10（トロイオンス）×円換算レート
- ・ベア（下落）：購入時オプション単価×ロット数×10（トロイオンス）×円換算レート

【原油（XTI/USD）】

- ・ブル（上昇）：購入時オプション単価×ロット数×10（バレル）×円換算レート
- ・ベア（下落）：購入時オプション単価×ロット数×10（バレル）×円換算レート

【天然ガス（XNG/USD）】

- ・ブル（上昇）：購入時オプション単価×ロット数×100（mmBtu）×円換算レート
- ・ベア（下落）：購入時オプション単価×ロット数×100（mmBtu）×円換算レート

10. ノックアウト価格（権利行使価格）

当社が提示するリストからノックアウト価格を選択できます。ブル（上昇）の場合は原資産価格>ノックアウト価格、ベア（下落）の場合はノックアウト価格>原資産価格から選択可能です。選択可能なノックアウト価格はマーケット状況によって変わります。選択したノックアウト価格が、発注時にその時点で選択可能なノックアウト価格の範囲から外れていた場合、注文は無効となりますのでご注意ください。現在の原資産価格から近い価格に設定するとオプション単価は安くなり、遠い価格に設定するとオプション単価は高くなります。
※注文確定後にノックアウト価格を変更することはできません。

11. 判定価格

ブル（上昇）の場合は原資産価格の BID レート、ベア（下落）の場合は原資産価格の ASK レート

12. 取引注文

(1) 注文の種類及び内容

本取引の取引注文の種類は次表の通りとなっております。

注文の種類
成行
指値（決済のみ可）
逆指値（決済のみ可）
OCO（決済のみ可）

※ 本取引における各注文は、お客様からの注文が当社のサーバに到達した順に執行するものとします。

【取引説明書】

注文の種類	注文の内容
成行 （なりゆき）	成行注文は注文価格を指定せず、銘柄（原資産、ブルベアの別、期限）、ロックアウト価格、取引の数量のみ指定する注文方法を指します。新規取引は買い注文のみとなります。成行注文は、当社のサーバで受け付けられた順に処理されますが、お客様の端末と当社のサーバとの間の通信時間及び当社サーバでの注文受付後の約定処理時間により、お客様の発注時の画面提示レートと実際の約定価格との間に価格差（これを「スリッページ」と言います）が発生する場合があります。「スリッページ」は、お客様にとって有利となる場合もあれば、不利となる場合もあります。スリッページについては、(3)お客様からのご注文の執行に係るスリッページの発生についてをご確認下さい。
指値 （さしね）	指値注文は、お客様の注文価格が保有ポジションの現在のオプション単価よりも有利な価格として指定された場合のみ、有効な注文として受注されます。オプション単価が注文価格以上となった時点で当該オプション単価を以って約定します。このため、お客様に有利となる方向にスリッページが発生する場合があります。指値注文は現在の配信価格から一定の範囲のレートは指定できません。
逆指値 （ぎゃくさしね）	逆指値注文は、指定した注文価格以下になれば成行で売るといった注文方法。利益や損失の水準を決める場合に便利です。逆指値注文は、保有ポジションのオプション単価が注文価格以下となった時点で当該オプション単価を以って約定します。このため、お客様に不利となる方向にスリッページが発生する場合があります。逆指値注文は現在の配信価格から一定の範囲のレートは指定できません。
OCO （オーシーオー）	決済の場合、「売指値+売逆指値」の組合せの注文を同時に出し、一方の注文が約定した時点で、もう一方の注文が自動的に取り消される注文方法。

(2) 注文の指示事項

本取引の注文をするときは、次の事項を正確に指示して下さい。

- ユーザ名及びパスワード
- 銘柄（原資産、ブルベアの別、期限）の種類
- ロックアウト価格
- 注文の種類
- 注文の区別（新規買い・決済売り）
- 取引金額（取引数量）

(3) お客様からの成行注文の執行に係るスリッページの発生について

スリッページとは、新規の成行注文（又は決済の成行注文）を発注後、市場価格の変動により、お客様が取引画面にて注文ボタンをクリックした時点における注文価格と、本注文がシステムにて約定された際の約定価格との間に発生する価格差のことをいいます。

本取引では、お客様の成行注文は常に受注価格（注文が当社サーバに到達した時点の価格）で約定します。

注）下記パターンは買注文の場合のみ例示しております。売注文の場合は、市場価格の変動の有利不利が逆転しますので、システムの動きも合わせて逆転します。

【取引説明書】

※買注文

注文価格	受注価格	処理結果
	50.07 (+0.02 顧客不利)	50.07 (受注価格) で約定する スリッページ +0.02
	50.06 (+0.01 顧客不利)	50.06 (受注価格) で約定する スリッページ +0.01
50.05	50.05	50.05 (受注価格) で約定する スリッページなし
	50.04 (-0.01 顧客有利)	50.04 (受注価格) で約定する スリッページ -0.01
	50.03 (-0.02 顧客有利)	50.03 (受注価格) で約定する スリッページ -0.02

13. 決済

【ポジション決済と金銭の授受】

保有ポジションは、反対売買、ロックアウト、期限到来により決済されます。

本取引では、原資産（取引対象の銘柄）の授受をせず、購入時のオプション料と決済時の売却代金の差額を授受することにより、決済が完了します（差金決済）。

お客様と当社との間の金銭の授受は日本円でのみ行われます。

・反対売買

期限到来前に決済取引を行うことです。反対売買時の原資産価格とロックアウト価格の差額にロックアウトプレミアムを加えた金額が売却価格となります。

・ロックアウト

原資産価格がロックアウト価格に到達した場合、自動的にオプションの権利が消滅します。このとき、購入時に確保されたオプション料がお客様の損失として確定します。

・期限到来による清算

オプションの取引期限を迎えた場合、期限までに決済されなかったポジションは自動的に清算されます。なお、清算価格にはロックアウトプレミアムは含まれず、原資産価格とロックアウト価格の差が清算価格となります。

14. 有効証拠金（純資産）及び余剰証拠金

本取引の「有効証拠金（純資産）」とは、お客様が「FXTF GX - 商品 KO 口座」において、預託している証拠金の残高に保有ポジションの評価損益を加減した金額で、「FXTF GX - 商品 KO 口座」に有するお客様の正味の財産です。本取引の「余剰証拠金」とは、預託している証拠金の残高から「必要証拠金」を差し引いた金額をいい、お客様はこの余剰証拠金の範囲内で新規注文が可能です。

15. 出金・振替可能額

お客様は、「余剰証拠金」の範囲内で原則として出金・振替が可能です。出金・振替依頼の可能な時間については、当社ホームページよりご確認ください。

16. 証拠金の返還

A) 証拠金の返還可能額

営業日毎の証拠金の返還については、お客様の取引口座の「出金可能額」の範囲でのみ行います。なお、「FXTF GX - KO 口座」以外の口座からの

【取引説明書】

未処理の出金依頼がある場合は、「FXTF GX - 商品 KO 口座」からの出金依頼を行えないので、ご注意ください。「FXTF GX - 商品 KO 口座」と他の口座の証拠金を合わせて出金したい場合は、いずれかの口座に振替後に出金依頼を行ってください。

B) 証拠金の返還日

当社は、お客様より「**証拠金の返還の請求を受け付けた日**」※1 から遅くとも **3 銀行営業日以内**にお客様の指定する銀行口座に送金（証拠金の返還）します。但し、**口座解約※2** の場合の返還は証拠金の返還の請求を受け付けた日から **5 銀行営業日以内**とします。

※1 「**証拠金の返還の請求を受け付けた日**」とは、下表の通りです。

お客様の証拠金返還請求を受け付けた時刻	銀行営業日の午前 9 時前 (午前 9 時を含まない。)	銀行営業日の午前 9 時以降 (午前 9 時を含む。)
証拠金返還請求受付日	返還請求を行った当日	返還請求を行った日の 翌銀行営業日

※2 お客様の口座残高が、出金後に 0 円以下（**出金に伴う銀行振込手数料を考慮後**）となる出金依頼につきましては、証拠金返還に係る事務処理上、「解約」時の取扱いに準じて処理いたします。（以下、「解約等」といいます。）

C) 証拠金返還時の銀行振込手数料

1. 「解約等」によらない証拠金返還時

お客様への証拠金返還時の銀行振込手数料は、原則としてお客様負担となりますが、口座開設後に取引実績があるお客様で、一回の証拠金の返還請求金額が 1 千円以上の場合は、当社が負担します。

2. 「解約等」による証拠金返還時

お客様の口座残高が出金後に 0 円以下（出金に伴う銀行振込手数料を考慮後）となる出金依頼の証拠金返還時の銀行振込手数料は、原則としてお客様負担となりますが、口座開設後に取引実績があるお客様で、一回の証拠金の返還請求金額が 1 千円以上の場合は、当社が負担します。

「解約」による証拠金返還時の銀行振込手数料は、当社が負担します。

3. 当社が破たんした場合等、有事の際の証拠金返還時

上記 1～2 に関わらず、顧客区分管理信託の受益者代理人により有事の際に証拠金を返還する場合の銀行手数料は全てお客様負担となります。

17. 資金の受け払い

本取引を行った際の資金の受け払いは、すべて専用の「FXTF GX - 商品 KO 口座」を通じて行っていただきます。但し、証拠金の差し入れは、現金のみで有価証券により充当することはできません。

実際に本取引をお取引いただくためには、必要な証拠金を「FXTF GX - 商品 KO 口座」に維持する必要があります。お取引を開始する前に、クイック入金又は振込みで直接、「FXTF GX - 商品 KO 口座」に入金いただくことができます。又、「FXTF GX - 商品 KO 口座」からお客様の銀行口座に直接出金することもできます。

18. カバー取引

当社では、お客様の本取引での取引によって発生するポジションは、銘柄毎にリアルタイムでマリー（相殺）し、マリー後のネットポジションに対して即時カバー又は自己資本規制比率が一定の比率を下回った場合に、最も取引条件の良いカバー先にシステムによる自動発注により原資産の CFD にてカバー取引を行い、価格変動リスクが発生しないよう管理しています。また、緊急時にはマニュアルによるカバー取引を行える体制としております。なお、当社のカバー取引先は本説明書の「本取引に関するリスク等重要事項」に記載されている通りです。

【取引説明書】

19. 本取引に関する注意事項

- ① 本取引の操作方法等については「**【FXTF GX - 商品 KO】** 操作マニュアル」をご参照下さい。
- ② 本取引では、新規取引はブル（上昇）、ベア（下落）どちらの場合も買いとなるため、両建てはできません。同じ原資産、同じロックアウト価格のブル（上昇）、ベア（下落）を同時に保有することはできませんが、お客様にとってはスプレッドが 2 重に発生するなど経済合理性に欠くため当社ではお奨めしておりません。
- ③ 通信回線やコンピューター等の障害によるシステムの中断・遅滞・中止・データの消失並びにデータへの不正アクセスによりお客様に生じた損害について、当社は一切責任を負わないものとします。
- ④ 当社は、当社のウェブページ、サーバ、ドメイン等から送られるメール、コンテンツ等に、コンピューター・ウィルス等の有害なものが含まれないことを保証いたしません。

8. 商品 KO 取引用語集

あ オプション取引（オプションとりひき）

ある一定の商品を一定の取引期間内に一定の価格で売買する権利に対しての売買を「オプション取引」といいます。

オプション料（オプションりょう）

「オプション価格」や「プレミアム」とも呼ばれ、オプションの権利（買う権利または売る権利）に対して付けられる価値のこと。「本質的価値」と「時間的価値」から構成される。

か 買建玉（かいたてぎよく）

買付取引のうち、決済が結了していないもの。買いポジション、ロングポジションとも言います。

カバー取引（カバーとりひき）

商品先物取引業者が顧客を相手方として行う商品先物取引の価格変動によるリスクの減少を目的として、別の金融機関に対して行う取引をカバー取引と言います。

逆指値注文（ぎゃくさしねちゅうもん）

指定した注文価格以上になれば成行で買う、又は指定した注文価格以下になれば成行で売るといった注文。

原資産（げんしさん）

オプション取引の対象となるもの。対象物となる原資産には通貨や商品、株式、金利などがある。

権利行使価格（けんりこうしかかく）

オプション取引で、オプションの買い手が権利を行使する時に権利行使の条件としてあらかじめ定める原資産価格をいう。

さ 差金決済（さきんけつさい）

先物取引やオプション取引等の決済にあたり、原資産の受渡しをせず、算出された損失又は利益に応じた差金を授受することによる決済方法。

指値注文（さしねちゅうもん）

価格の限度（売りであれば最低値段、買いであれば最高値段）を示して行う注文。これに対し、あらかじめ値段を定めずに行う注文を成行注文と言います。

【取引説明書】

資産合計（しさんごうけい）

お客様の取引口座でお預かりしている現金と決済済みの取引から生じた損益の合計額で、当社では「口座残高」とも呼んでいます。資産合計（「口座残高」）にポジション評価損益を加味した資産を純資産（☞「純資産」）として使い分けています。

出金可能額（しゅっきんかのうがく）

お客様は、「余剰証拠金」の範囲内で原則として出金・振替が可能です。

純資産（じゅんしさん）

お客様が当社に預託している証拠金の残高に保有ポジションの評価損益を加減した金額でお客様の取引口座内の正味の財産を表しています。正確には「口座残高」+「ポジション評価損益」の合計額です。

証拠金（しょうごきん）

先物やオプション取引等の契約義務の履行を確保するために差し入れる保証金（お客様が当社と本取引を行うに当たり、当社がお客様から担保としてお預かりする金銭）。

商品先物取引業者（しょうひんさきものとりひきぎょうしゃ）

商品先物を取り扱う業務について、商品先物取引法による許可を受けた者。

スリッページ(Slippage)

顧客が注文時に指定した価格と約定価格に相違があることを言います。

た デリバティブ取引（デリバティブとりひき）

その価格が取引対象の価値（数値）に基づき派生的に定まる商品の取引。先物取引及びオプション取引を含みます。

転売（てんばい）

買建玉を手仕舞う（買建玉を減じる）ために行う売付取引。

当初証拠金（とうしよしょうごきん）

取引口座を開設されたお客様が、取引注文をするときに最低限預託しなければならない証拠金。

取引証拠金（とりひきしょうごきん）

ポジションを建てるために必要な証拠金（円貨表示）で、銘柄毎に金額は異なり、実際にお取引するときの実勢レートにより変動いたします。

な 成行注文（なりゆきちゅうもん）

あらかじめ値段を定めないで行う注文。

ノックアウトオプション

原資産の価格がある期間中にあらかじめ定めた一定の価格（ノックアウト・プライス）に達した場合に、権利が消滅するオプションを言います。

は 媒介取引（ばいかいとりひき）

商品先物取引業者が顧客の注文を他の商品先物取引業者に当該顧客の名前でつなぐ取引。

評価損益（ひょうかさんえき）

お客様の保有するポジションの約定価格と評価価格との差から算出された損益額。

ヘッジ取引（ヘッジとりひき）

現在保有しているかあるいは将来保有する予定の資産・負債の価格変動によるリスクを減少させるために、当該資産・負債とリスクが反対方向のポジションを取引所金融商品市場や店頭市場で設定する取引。

や ヨーロピアン・オプション

【取引説明書】

オプションの期日時点でのみ権利行使が可能なオプションのこと。

ら 両建て（りょうだて）

同一の商品の売建玉と買建玉を同時に持つこと。